

令和3年5月31日策定
同3年6月16日改定

茅ヶ崎市余剰ワクチン接種方針

茅ヶ崎市では、新型コロナウイルスワクチン接種を65歳以上の高齢者を対象とした集団接種を令和3年6月2日(水)から開始いたしました。

現在は、65歳以上高齢者の対象者への接種について、7月末までの接種完了を目指し、少しでも早く市民のみなさまにワクチンを接種いただくため、集団接種体制を大幅に拡充するなど、可能な限りの取り組みを行っているところです。

一方で、集団接種において、接種予約のキャンセルや、予診の結果により接種を見合わせるケース等、さまざまな要因により避けがたく発生する余剰ワクチンにつきましては、可能な限り有効に活用する必要があるものと考えます。

本市では、令和3年5月31日付で「茅ヶ崎市余剰ワクチン接種方針」を策定し、余剰ワクチンに関する運用を行ってまいりましたが、集団接種を開始してから一定期間が経過した中で、65歳以上高齢者の7月末接種完了に一定の目途が立ちつつあることや、余剰ワクチンに関して顕在化した課題等を踏まえ、同方針の見直しを行うことといたしました。

1 対応方針

キャンセル等により、ワクチンに余剰が生じてしまった際の廃棄を可能な限りなくすため、「余剰ワクチン接種対象者」を定め、接種を実施します。

2 余剰ワクチン接種対象者の考え方

- (1) 当日キャンセル発生時の即時対応が可能なこと
- (2) あくまで余剰ワクチン取り扱いに関するものであり、一定期日までの確実な接種を担保するものではないため、余剰ワクチン接種対象者に過剰な期待をさせないこと
- (3) 余剰ワクチン接種対象者登録の手續等に係る、市民や事業者、行政それぞれの負担を極力低減すること
- (4) 赤ちゃんや幼児、児童・生徒における感染拡大・クラスター発生の防止につながること
- (5) ごみ処理や災害対応など、市民生活に不可欠な対応体制の確保につながること

3 余剰ワクチン接種対象者

- 保育士・幼稚園教諭(公立・私立問わない)
- 市内小中学校の教職員
- 環境事業センターでごみ処理業務に従事する職員等
- 災害時の応急対応(災害対策本部、各避難所など)に従事する職員等
- 予防接種会場で接種業務に従事する職員等

4 その他

- (1) 本方針は、キャンセル等によりワクチンに余剰が生じた際に、ワクチンを無駄にすること無く有効活用するための取り組みを示すものです。
- (2) 余剰ワクチンが生じた際には、上記対象者のうち任意の方に対して、お電話によりご連絡させていただきます。
- (3) 本方針は、今後の接種進行に伴い、必要に応じて見直しを行ってまいります。

令和3年6月16日

茅ヶ崎市長 佐藤 光